

# 北九州市公報

発行所  
北九州市小倉北区城内1番1号  
北九州市役所

## 目 次

### ◇ 公 告

ページ

- 総合特別区域法に基づく指定法人の指定【総務企画局政策部政策調整課】 643

### ◇ 訓 令

- 北九州市職員証に関する規程の一部を改正する訓令【総務企画局人事部人事課】 644

北九州市公告第197号

総合特別区域法（平成23年法律第81号）第26条第1項の規定に基づき、指定法人の指定をしたので、総合特別区域法施行規則（平成23年内閣府令第39号）第17条第10項の規定により次のとおり公告する。

平成26年3月18日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 法人の名称  
株式会社三井ハイテック
- 2 主たる事業所の所在地  
北九州市八幡西区小嶺二丁目10番1号
- 3 指定年月日  
平成26年2月28日
- 4 指定の有効期間  
平成28年3月31日まで

北九州市訓令第1号

庁中一般

北九州市職員証に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成26年3月18日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市職員証に関する規程の一部を改正する訓令

北九州市職員証に関する規程（昭和43年北九州市訓令第21号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「ちょう付し」を「貼付し」に改め、同条第3項中「5年」を「10年」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この訓令の施行の日の前日に有効であった職員証の有効期間は、発行の日から10年とする。ただし、特に総務企画局長が必要と認めたときは、その期間を短縮することができる。